

令和 6 年 5 月 20 日
児 童 相 談 課

(仮称) 葛飾区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について

1 条例制定の経緯

令和 4 年の児童福祉法改正により、都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととなった。

これに伴い、令和 5 年度末に公布された一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「府令」という。）において、条例を定めるに当たって従うべき基準及び参酌すべき基準が示された。

以上のことから、一時保護施設を有する児童相談所設置区として、本条例を制定するものである。

2 条例に定める主な事項

(1) 施設の第三者評価

定期的に第三者による評価を受けて、それらの結果を公表する。

(2) 児童の権利擁護

ア 児童に対する説明や、児童の意見又は意向を尊重した支援を行う。

イ 職員に対し、児童の権利擁護に関する研修の機会を確保する。

(3) 設備の基準

居室、学習室、運動場、相談室、食堂、調理室、浴室及び便所を設ける。

(4) 職員

ア 児童指導員及び保育士の総数は、満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児 2 人につき 1 人以上、満 3 歳以上の児童 3 人につき 1 以上とする。

イ 心理療法担当職員の数は、児童 10 人につき 1 人以上とする。

ウ 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努める。

(5) 夜間の職員配置

開庁時間以外に虐待等の通告に係る対応を行う場合には、そのために必要な職員を別に置くよう努める。

(6) 施設の管理者

2 年に 1 回以上、指定の研修を受けなければならない。

(7) 指導教育担当職員

ア 一時保護業務又は児童相談援助業務に 5 年以上従事した経験を有する者でなければならない。

イ 2 年に 1 回以上、指定の研修を受けなければならない。

(8) 教育

児童の希望を尊重しつつ、その他の事情を勘案し、通学の支援等を行うよう努める。

3 条例制定のスケジュール

令和6年									令和7年			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
条例案の作成							議案提出					条例施行

4 経過措置

府令は、令和6年4月1日から施行されているが、次のとおり経過措置が定められている。

- (1) 府令の施行の際現に存する一時保護施設に係る設備については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の規定を準用する。
- (2) 職員の数及び夜間の職員体制につき、職員の確保が難しい場合には、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定を準用する。
- (3) 令和8年3月31日までの間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

5 その他

- (1) 本条例の制定にあわせて、一時保護施設の現行体制では条例制定後の職員配置基準を下回ることが想定される、主に平日朝及び夕方の時間帯への人員調整、増員等を含めて検討していく。
- (2) 子どもの意見表明権の保障、現籍校への通学保証など、子どもの権利擁護の方策についても継続して検討していく。